

阿蘇草原再生協議会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、阿蘇草原再生協議会（以下「協議会」という。）という。

(対象となる区域)

第2条 協議会で検討する自然再生の対象となる区域は、熊本県阿蘇市、阿蘇郡（南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村）及び山都町の一部（旧蘇陽町の範囲）内の草原（過去に草原であった場所を含む。）並びにその周辺（以下「阿蘇草原地域」という。）とする。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第3条 協議会は、阿蘇草原地域における自然再生（以下「阿蘇草原再生」という。）を推進するため、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 阿蘇草原再生全体構想の作成
- (2) 阿蘇草原再生の活動の実施者による実施計画及び活動計画の協議
- (3) 阿蘇草原再生の活動の実施に係る連絡調整
- (4) その他必要な事項の協議

第3章 構成

(委員)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 阿蘇草原再生の活動を実施しようとする者
 - (2) 地域住民、特定非営利活動法人等、自然環境に関し専門的知識を有する者、土地所有者等、その他
(1)の者が実施しようとする阿蘇草原再生の活動に参加しようとする者
 - (3) 関係行政機関及び関係地方公共団体
 - (4) その他協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者
- 2 委員の任期は、偶数年度の年度末までとし、再任は妨げない。
- 3 第1項(1)から(3)までに掲げる委員は、募集によるものとする。

(新規加入)

第6条 新たに委員となろうとする者は、第14条に規定する事務局に委員となる意思表示を行い、第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、委員となることができる。

(委員資格の喪失)

第7条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡又は失踪の宣言
- (3) 団体又は法人の解散
- (4) 解任

(辞任及び解任)

第8条 辞任しようとする者は、第14条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 委員が次のいずれかに該当する場合、第10条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意により委員を解任することができる。

- (1) 協議会又は第12条に規定する小委員会の運営に著しい支障をきたす場合
- (2) 一年以上、第14条に規定する事務局から連絡が取れない場合 ただし再加入は妨げない

第4章 会長及び会長代理

(会長及び会長代理)

第9条 協議会に会長及び会長代理を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代理する。

第5章 会議、幹事会、小委員会及び情報戦略会議

(協議会の会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 4 協議会は必要に応じ、第12条に規定する小委員会での検討状況の報告を求めることができる。

(幹事会)

第11条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会を構成する幹事は、協議会委員の中から選任する。幹事会は、区・牧野組合等、地元NPO/NGO等、行政、地元有識者、ボランティア、学識・研究者、計30名程度により構成する。
- 3 幹事の任期は2年とし、再任は妨げない。幹事を新任する場合は、前条に規定する協議会の会議において選任する。再任の場合は、幹事会の承認を得ることとする(団体の代表として選任した委員の転任、退職に伴う交代は再任として取扱う)。幹事は、傷病等の事由により幹事の職務を全うできないと判断した場合、幹事会の承認を得て、自らの後任を補欠幹事として指名することができる。
- 4 幹事会は第14条に規定する事務局が招集し、必要に応じて随時開催する。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 協議会の議案に関する事
 - (2) 協議会の運営に関する事
 - (3) 募金の使途、収支に関する事
- 6 幹事会で承認が可能な事項であっても、必要に応じて、協議会で審議することができる。

(小委員会)

第12条 協議会は、第16条に規定する細則の定めにより、小委員会を置くことができる。

- 2 協議会委員は、小委員会に所属することができる。
- 3 小委員会に委員長及び委員長代理を各1名置き、小委員会委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、小委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は委員長の職務を代理する。
- 6 小委員会の会議は、委員長が招集する。
- 7 小委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 8 委員長は、小委員会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、小委員会の会議に小委員会委員以外の者の出席を要請することができる。
- 9 小委員会は、協議概要を第10条に規定する協議会の会議に報告する。

(阿蘇草原再生情報戦略会議)

第13条 協議会に、阿蘇草原再生情報戦略会議(以下「情報戦略会議」という)を置くことができる。

- 2 情報戦略会議を構成する委員は、第11条に規定する幹事会の会議において、協議会委員の中から選任することを基本とする。
- 3 情報戦略会議は、区・牧野組合、学識・研究者、地元NPO/NGO、行政等、計10名程度により構成する。委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 情報戦略会議に委員長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

- 5 委員長は、情報戦略会議を代表し、会務を総括する。
- 6 情報戦略会議は、委員長が招集する。
- 7 情報戦略会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 8 委員長は、情報戦略会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、情報戦略会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
- 9 情報戦略会議は、草原再生に関する基盤情報を収集・管理して、重要な課題を、科学的・客観的に議論し、協議概要を第 11 条に規定する幹事会の会議に報告する。

第 6 章 協議会事務局

(協議会事務局)

第 14 条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局は、九州地方環境事務所に置く。

(事務局の所掌事務)

第 15 条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第 10 条に規定する協議会の会議及び第 11 条に規定する幹事会の議事に関する事項
- (2) 協議会の会議及び幹事会の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) 第 13 条に規定する情報戦略会議の議事並びに議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (4) その他協議会が付託する事項

第 7 章 補則

(運営細則)

第 16 条 この要綱に規定することの他、協議会の運営に関して必要な事項は、第 10 条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

第 17 条 この要綱は、第 10 条に規定する協議会の会議に出席した委員の合意を得たうえで、改正することができる。

附則

この要綱は、平成 17 年 12 月 2 日から施行する。

- | | |
|------------------|------|
| 平成 20 年 3 月 13 日 | 一部改正 |
| 平成 21 年 3 月 4 日 | 一部改正 |
| 平成 22 年 3 月 10 日 | 一部改正 |
| 平成 26 年 3 月 13 日 | 一部改正 |
| 平成 27 年 3 月 17 日 | 一部改正 |
| 平成 27 年 8 月 31 日 | 一部改正 |
| 令和 3 年 11 月 25 日 | 一部改正 |
| 令和 4 年 4 月 14 日 | 一部改正 |
| 令和 4 年 9 月 6 日 | 一部改正 |